

令和6年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 11月28日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 5名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 5番 松井 正一郎
6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸
8番 加藤 重利

4. 欠席委員 農業委員 2名
3番 上野 光正 会長 坂本 弘志

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第58号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第8 議案第62号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

では、先月に引き続き、会長が不在でありますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び高鍋町農業委員会会議規則第2条第4項の規定により、副会長は、会長がその職務を遂行できるようになるまでの期間に限り、事務取扱ないしは、その職務の代理をすることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりました。会議の進行を、会長の職務代理者であります、坂元副会長よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和6年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は5名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は7名が出席です。

なお、欠席の3番上野光正委員、及び8番坂本弘志委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定により、議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番松井正一郎委員、6番永友薫委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日11月28日の1日間とします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページをお開きください。

まず11月の業務報告について、でございます。

7日に「農地関係制度に関する説明会」がWebにて開催されております。

12日に「西都児湯管内農業委員会委員研修会」が開催され、相続登記の義務化、所有者不明農地、農地中間管理事業について、学んでいただいたところでございます。

西都児湯管内で、約130名の参加ということになっておりました。

ほかの研修でも、先月あった10月の研修もですけど、このような委員向けの研修というのがいくつかあります。委員の皆さんの業務に関しての研修でありますので、事務局向けの研修ではありませんので、そのあたりを理解していただいて、今後の活動に生かしていただきたいと思います。

14日に「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」が開催されております。

同じ14日に「地域計画の協議の場の公表に係る事前協議」を、それぞれの担当地区ごとに委員の皆さんに行っていただきました。

15日に「農地買入協議（特例事業）」関係を行っております。

18日、19日で「非農地判断に伴う現地調査」を、それぞれ行っていただいております。

20日から21日まで「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」が佐賀市において開催され、女性委員2名に参加をいただきました。

22日に「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

24日、日曜日ですけども「みやざき就農応援相談会2024」ということで、加藤推進委員に行っていただいております。

28日、本日ですけども「高鍋町議会の臨時会」が開催されております。

11月の総会関係になります。

19日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続いて、12月の業務計画でございます。

2日に「高鍋町議会の臨時会」が、また開催されます。

この臨時会というのは、議員の4年任期の中間にあたりまして、議長の交代と委員会の構成が変更をされる予定となっております。

5日から17日までの予定で、12月議会「高鍋町議会 定例会」が開催されます。

今年は、27日金曜日が「仕事納め式」となります。

12月の総会関係は、19日が現地調査で、26日が若干早くなりますけども総会を行う予定としております。

その総会終了後に、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されます。よろしく願いいたします。

報告と計画については以上です。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

10月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの貸駐車場用地の件、〇〇〇〇さんと久保田伸博さんの建売住宅建築2棟の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの宅地分譲地の件は、11月7日付で許可となっております。

以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」につきましては、

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 675 m²

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

相続による所有権移転です。

2番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 375 m² ほか2筆 計12, 626 m²

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

4ページ、5ページになります。

3番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 776 m² ほか8筆 計26, 385 m²

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

こちらも相続で所有権移転となっております。

以上3件です。

2番については、議案第58号に関連しております。御確認ください。

6 ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

- | | | | |
|-----|-------|---------------|-----------|
| 1 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番* | 田 |
| | 貸付人 | 〇〇〇〇 | ほか1名 |
| | 借受人 | 〇〇〇〇 | |
| | | | |
| 2 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番 | 田 ほか1筆 |
| | 貸付人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | 借受人 | 橋口 | 昌央 |
| | | | |
| 3 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番 | 田 ほか1筆 |
| | 貸付人 | 〇〇〇〇 | |
| | 借受人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | | | |
| 4 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番 | 田 |
| | 貸付人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | 借受人 | 橋口 | 昌央 |
| | | | |
| 5 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番 | 田 |
| | 貸付人 | 〇〇〇〇 | |
| | 借受人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | | | |
| 6 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番* | 田 |
| | 貸付人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | 借受人 | 橋口 | 昌央 |
| | | | |
| 7 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番* | 田 |
| | 貸付人 | 〇〇〇〇 | |
| | 借受人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | | | |
| 8 番 | 農地の所在 | 大字〇〇字〇〇****番* | 田 ほか1筆 |
| | 貸付人 | 公益社団法人 | 宮崎県農業振興公社 |
| | 借受人 | 橋口 | 昌央 |

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

続きまして、「合意解約届出書について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 橋口 昌央

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2 ページから 11 ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第58号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、12 ページをお開きください。

議案第58号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和6年10月24日 売渡し及び貸渡しの申し出です。
申出者 〇〇〇〇
農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**
畑 1, 396 m²

2 番 令和 6 年 1 0 月 3 0 日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番

田 1, 5 9 6 m²

3 番 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番*

畑 1, 3 7 5 m² ほか 2 筆

申し出のそれぞれの地図について、1 3 ページから 2 1 ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し及び貸渡し申し出	担当委員	3 番 山本 浩司	推進委員
	順番委員	1 番 宮越 美秋	推進委員

2 番 売渡し申し出	担当委員	2 番 久保田伸博	推進委員
	順番委員	7 番 坂本 幸	推進委員

3 番 売渡し申し出	担当委員	5 番 小原 拓也	推進委員
	順番委員	8 番 加藤 重利	推進委員

よろしくをお願いします。

日程番号 5、議案第 5 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。2 2 ページをお開きください。

議案第 5 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 田 1, 0 8 1 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。5 番、説明します。

第 5 条の規定による許可申請の案件です。

譲渡人、〇〇〇〇さんから譲受人、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏への、売買による所有権移転です。

申請地は、大字〇〇字〇〇****番*、地目は田、面積は1, 0 8 1 m²、使用目的は宅地分譲となっております。

譲受人は宅建業者でありまして、現在町内で7か所の宅地造成事業を展開しております。

申請地については24ページを見ていただきますと、中央が〇〇線になっておりまして、〇〇前の四ツ角を西進しますと申請地が左手になります。左側の細長いところになります。ちなみにその下の宅地造成中というところが、この当該業者の〇〇〇〇さんが、現在宅地を造成しているところとなっております。

25ページを見てもらいますと、申請地は北側に水路、南側を既設のアパートに挟まれた東西に細長い地形となっているため、南側に4mの進入道路を設置し、残りを4区画に分けて造成。26ページを見ていただきますと、こうなっております。

東側県道部分が西側より高いため、造成は東から西側にかけて緩やかな形状とする見込みです。

盛土造成するため、北側排水路との境界には、土砂流出防止用のブロック塀を設置、雨水は北側の小丸川土地改良区の排水路に排出、そして南側道路の用水に関しまして、新たに新設排水路を作りまして、一番左側、区画Aの端から北側の排水路へ、雨水排出するという予定となっております。

造成費用は〇〇〇〇円、諸費用が〇〇〇〇円、土地売買費が〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円。資金調達は全額、業者の自己資金となっております。以上、御審議の

ほどお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域と第2種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

23ページから25ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

26ページは、土地利用計画図です。こちらを御覧ください。

雨水排水処理、土砂流出防止策につきましては、先ほど松井委員の説明の通りです。

道の説明についてなのですが、松井委員が排水路を作るという事を言われましたが、この申請地の一部グレーに塗られているところは、排水路を作るのではなくて、南側の「道」の文字が書かれた部分と一体として舗装をして、進入路という使い方をします。色が書かれているのは、その位置になる部分ですよということで書かれております。

道の幅につきましては、申請地の一部と道を合わせて4mになるようにして、建築基準法を満たすということです。その道の整備につきましては、町の建設管理課との協議済みということを確認しております。

区画Aのところにある新設排水路は、この図面のとおりに作ります。進入路から流れて来た雨水を受けて、北側の排水路に流すという計画になっております。

資金につきましても、費用を満たす金融機関の通帳の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[2番]

分譲であれば道路が4mで問題ないのですか。

[事務局]

はい、問題ありません。

[議長]

他は大丈夫ですか。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第60号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転です。

1番の案件につきましては、譲受人が坂本弘志委員の同居の親族が経営する法人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、坂本弘志委員は、この案件に関する議事に参与することができません。が、坂本弘志委員は本日欠席のため、このまま進めます。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、27ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 計2,044㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

なお、この〇〇〇〇につきましては、農地を所有するのが初めてですが、農地を所有することができる農地所有適格法人であることを確認しております。

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇代表の〇〇〇〇さんへの、有償での所有権移転でございます。

申請地は、〇〇から〇〇方面へ県道を200mほど進んで行った右側に、代表

の〇〇〇〇さんのハウスがございます。その4つ繋がってハウスがあるので
すけども、3つ目になるのですけども、すぐその右側に2筆ともございます。
現状は2筆ですけども、現場を見たところ1つになっていました。ちょっと草が
生えていましたけども、ロータリーがかけられていました。

代表の〇〇〇〇さんはハウスキュウリ、また後作のナスを栽培される認定農
業者でございます。

対価は、2, 044 m²に対して〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか5筆 計6, 895 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償移転です。

〇〇〇〇さんは〇〇在住の、カラーピーマンや水稻など生産している認定農
業者です。

申請地は、〇〇地区の国道10号線沿いにある〇〇の信号から、〇〇方面へ7
0mぐらいのところに押しボタンの信号を左折して、30m行ったところの北
側にあります。

****番*と****番の農地がありますが、あぜがない箇所がありました
が、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間で確認済みで、了承の上で〇〇〇〇さん
が耕作するようです。

そこから直進して踏切を渡りまして、突き当たりを左折して30mぐらい行
くと残りの4筆が一体にあります。

6筆いずれとも耕運がしてありました。

価格は、〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませ
んか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか2筆 計2,046㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償移転です。

〇〇〇〇さんは、先ほど説明した〇〇〇〇さんの子です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から南に200mぐらい行くと、住宅が1軒ありま
して、その隣が農地となります。

****番*と****番*がありますが、ここもあぜがない箇所がありま

した。これも、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間で了承済みです。

残りの筆は、先ほど〇〇〇〇さんで説明した4筆のところの一体となります。

現地を確認したところ、3筆ともきれいに耕運されていました。

価格は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 539㎡

譲渡人 〇〇〇〇 ほか1名

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。推進委員2番、説明いたします。

強化法による所有権移転です。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの共有名義の農地と、〇〇〇〇さんとの有償移転です。

〇〇〇〇さんはキュウリ、ナス、水稻を生産されている認定農業者です。

現地は〇〇、〇〇にあります。

〇〇線の〇〇の手前の、太陽光パネルが両側にある道を200mぐらい進みますと、T字路になります。〇〇〇〇さんのハウスがあります。そのハウスの右側にある田になります。

現地は、うっすらと草が生えている状態でした。
金額は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番**
田 ほか6筆 計7, 329㎡
譲渡人 〇〇〇〇
譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償での所有権移転でございます。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスの前の農道を南へ行くと、〇〇に繋がる農道に出ます。その農道を80mほど進んだ右側に、〇〇〇〇さんの苗場のハウスがございます。すぐその前方に7, 329㎡の7筆の農地がございます。

現状は、キャベツが植えてありました。

〇〇〇〇さんは露地野菜キャベツ、白菜や早期水稻、WCSなどを栽培される認定農業者でございます。

対価は、7, 329㎡で〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございません

か。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 9, 4 5 3 m²

譲渡人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

譲受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇さんへの特例事業を活用し、一時貸し付け中であった農地の売り渡しによる所有権移転です。

〇〇〇〇さんは水稻、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇の南東にある農場です。

現地を確認したところ、白菜が植えられていました。

価格は、〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、受け人が久保田伸博推進委員、本人である案件がありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、本案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

31ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 215㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 久保田 伸博

こちらは本人案件で、通常であれば担当地区の委員さんに説明をお願いするところなのですが、今日、上野委員が欠席でしたので、隣接地の担当地区であります坂本幸推進委員に御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

農地中間による利用権の設定です。

〇〇〇〇さんから久保田伸博さんへ公社を介して、強化法での賃貸借契約の終期に伴う継続の申請です。

申請地は、〇〇線を10号線方面に向かうと、右側に〇〇があります。すぐ手前の道路を南に進むと600mほどのところの右側の田んぼです。200mほど先に〇〇が見えます。左側には、〇〇が見えます。

申請地は、コスモスがきれいに咲いていました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

次の2番から7番まで6件の案件につきましては、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

2番から7番まで6件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 761㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから橋口委員が設立した〇〇〇〇への、使用貸借契約です。

これまでは、橋口委員個人との間で農地中間の貸借契約がされておりましたが、法人との契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇を右折し〇〇に向かって進みますと、〇〇の〇〇があるのですが、その道を挟んで右側に 1 軒民家があります。その裏側の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は 10 年で、借賃は発生しません。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか 1 筆 計 5, 063 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への、使用貸借契約です。こちらも橋口委員個人から、法人への契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇交差点を〇〇方面へ 400 m ほど進んだ右手の農地と、その隣の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は 3 年で、10 a 当たりの借賃は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、32 ページになります。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 計3,737㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との、貸借契約です。こちらも橋口委員個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇〇〇さんの農地から更に200m進んで右折し、70mほど進んだ右側の農地とその隣の農地です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年で、10a 当たり粃〇〇kg とのことです。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1,381㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、貸借契約です。こちらも橋口委員個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇を〇〇方面へ300mほど進んで鋭角に左折し、150mほど進んだ右側の農地です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年で、10a 当たり白米〇〇kg とのことです。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 783 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明願いたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、貸借契約です。こちらも橋口委員個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、〇〇〇〇さんの農地から10mほど戻って右折し、1つ目の十字路の手前右側の農地です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年で、10a 当たり粳〇〇kg とのことです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか1筆 計3, 258㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、賃貸借契約です。こちらも橋口委員個人から、法人へと契約を結び直すものです。

申請地は、先ほどの農地から更に150mほど進んだ右側の農地と、その農地の北西に1つ農地を挟んだ農地です。

現地を確認したところ、****番*は稲刈り後そのままの状態で、****番の方は耕運されていました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

2番から7番まで6件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から7番まで6件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2番から7番まで6件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

次の８番から１７番まで１０件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

８番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

８番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか１筆 計５，０１９㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員８番。

[推進委員８番]

はい。８番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、公社を介しての利用権設定です。〇〇〇〇さん親子間での使用貸借契約です。３条の貸借契約の終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇や大根を生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇を過ぎて、すぐ左斜め上に上がり８００ｍぐらい直進して、〇〇の農場が左側にあります。そこを左折して３０ｍぐらい行くと東側に〇〇があり、その北隣の農地です。

期間は１０年間で、賃借料は〇〇〇〇円です。

現地を確認したところ、きれいに〇〇が栽培されてありました。以上です。

[議長]

９番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、３４ページになります。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 9 2 8 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

農地中間による利用権設定です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、貸借契約です。強化法の終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは白菜、キャベツ、水稻を生産される認定農業者です。

賃料は、1 0 a 当たり粍〇〇 k g となっています。

期間は、1 0 年です。

現地を確認したところ、草がうっすらと生えていました。

場所は、〇〇線の〇〇地区の、〇〇の南側農道を 7 0 m ぐらい進みますとあります。以上です。

[議長]

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

田 ほか2筆 計 1, 6 4 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

農地中間による利用権設定です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、貸借契約です。強化法終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは白菜、キャベツ、水稻を生産される認定農業者です。

賃料は、10a 当たり粍〇〇kg となっています。

期間は、3 年間です。

現地は、〇〇にあります。〇〇の〇〇がある五差路を〇〇、〇〇がある道を進みますと、右側が住宅地で右に一本田んぼ地帯に行く道があります。その道の隣に2筆が1枚になってあります。

もう1枚は、1枚隔てたところにあります。

きれいに耕運されておりました。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*** 番

田 ほか3筆 計3,853㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

農地中間による利用権設定です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、貸借契約です。強化法終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは肉用牛を飼育され、飼料稲などを生産される認定農業者です。

賃料は、10a 当たり〇〇〇〇円です。

期間は、2 年間です。

現地は〇〇、〇〇の〇〇の西隣にあります。〇〇西側にある農道を約70m 進みますとあります。

4筆が1枚になっていて、きれいに耕運されていました。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*

畑 8, 205㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは水稻、甘藷等を生産される認定農業者です。

強化法での貸借契約の、終期に伴う継続契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ1000mほど行った農地です。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、耕運されていました。

借賃は1反当たり〇〇〇〇円で、期間は1年間ということです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計2, 345㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの、利用権設定です。

〇〇〇〇さんは甘藷等を生産されており、強化法での賃借契約の終期に伴う継続契約です。

現地は、〇〇から〇〇の方に向かい、高速道路を過ぎて右に曲がる道を曲がって行った道路沿いの 2 枚です。

現地を確認したところ、耕運されておりました。

期間は 3 年で、反当たり 〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、36 ページになります。

1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 972 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

説明いたします。

今回、〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの、農地中間による利用権設定です。

〇〇〇〇さんは甘藷、キャベツ、レタスを生産されており、強化法での賃借契約の終期に伴う継続契約です。

現地は、〇〇から〇〇の方に向かい、高速道路の手前の左側の奥の畑になります。

現地を確認したところ、少し野菜が植えてありました。
期間が3年間で、反あたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか23筆 計39,029.71m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

こちらの案件につきましては、一番上に書いてあります〇〇1筆が、宮越推進委員の担当地区外になるのですけれども、1つの計画の中ということでお願いしております。御説明お願いいたします。

[議長]

代表して、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

大変長くなりますので、気長に聞いてもらいたいと思います。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、親子間での農地中間管理機構を使っての利用権貸借でございます。

申請地は、資料の36ページの15番の最初の〇〇字〇〇は、〇〇の入口になりますけれども、〇〇があったすぐそばだと思いますけれども、その真ん前にございます。

現状は、〇〇が植えてありました。

次の字〇〇****番*なのですけれども、これと一番最後の37ページの一番下の大字〇〇字〇〇****番*が一つの場所にあり、そこは〇〇が植えてあったのですけれども、道路沿い場所は、〇〇のちょっと斜め南側になるのですけれども、斜めに地図を見たところ、道路側の方は一番最後の〇〇の小字と、先ほども言いました〇〇に別れていたようでございます。

先ほども言いましたけれども、〇〇が植えてありました。

あと6筆なのですけれども、そのあとの3番目から36ページの最後まで田んぼになっているのですけれども、その6筆は****番*と****番*、あ

と残りの4筆なのですけども、〇〇の東側一段下がった沼地みたいな田んぼなのですけども、その3つ目と4つ目は北側50mほど行ったところにございます。

ここは正直、もう何も植えてありませんでした。でも、保全管理という形で草はちゃんと切ってありまして、きれいにはしてありました。

残りの4つなのですけども、その反対側の南側100mほど下に行ったところなのですけども、そちらはきれいにロータリーがかけられてありました。でも、あまり作は作っているような感じではございませんでした。

それから37ページの〇〇の****番*なのですけども、〇〇の〇〇があるのですけれども、〇〇の方に向かって150mほど北へ行くと〇〇〇〇さんの自宅がございます。そこに入って南の方に50mほど行ったところにございます。

ここは、〇〇が植えてありました。

それからその2番目の****番*から****番、下から3番目まで、間に宅地の****番*というのがありますけども、ここは家庭菜園で家のすぐ横に野菜とか柿とか、植えてありました。

下から3番目****番、****番*からずっとその宅地を除けた間は、L字に家の周囲を囲むように〇〇が植えてありました。〇〇農家ですので、ほとんど〇〇が植えてあるような状態でございました。

それから最後の下から2番目の〇〇の****番*は、やはり自宅から南へ7、80mぐらい行ったところの家の裏の裏という感じなのですけれども、そこは畑で、千切り棚を作るような感じになっておりました。

今、パイプとかが置いてあるような状態で、ロータリーがかけられてきれいになっておりました。

〇〇〇〇さんは、〇〇を中心とした千切り大根などを栽培される認定農業者でもございます。

期間は10年で、賃借料は親子間でございませぬ。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番*
	田	ほか4筆 計3,489㎡
	渡し人	〇〇〇〇
	受け人	〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇の前の道路を、北へ 8 0 m ほど行った左側道路沿いに申請地はございます。

資料では 5 筆になってはいますが、1 枚になっていました。また、きれいに耕運をされてはいました。

〇〇〇〇さんはハウスキュウリ、早期水稲、W C S などを栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 6 4 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間での貸借契約の終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは白菜、キャベツなどを生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇線を〇〇から〇〇方面へ向かい、坂を上りきった右側に太陽光があるのですけども、そこから300mほど先へ進んだ左側の農地です。

現地を確認したところ、白菜が植えられていました。

期間は5年で、借賃は10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

8番から17番まで10件の案件について、一括して採決することといたします。

8番から17番まで10件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、8番から17番まで10件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第62号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。

1番から32番まで32件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、40ページをお開きください。

議案第62号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」です。

今月18日、19日に非農地判断の現地調査において、非農地と判断いただきました32筆を議案に挙げております。

説明につきましては、基本的に1筆ずつ行いますが、複数の筆で、既に森林の様相を呈していること等を目視により確認した場所につきましては、該当する複数の筆数にて行います。

非農地判断マニュアルにより、現況写真を撮影して保存することが明記されておりますので議案、航空写真、現況写真を付けております。まとめて付けてお

りますので、説明の際にそれぞれ見られる時に支障があるかもしれません。あと説明がちょっと長くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

議案は40ページから、航空写真は43ページから、現況写真は56ページからになります。

番号の1番から5番については区域①、松井委員と加藤推進委員の担当区域となります。

1番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3. 3 m²

航空写真は、43ページになります。

場所は、〇〇、〇〇の北側になります。

現況の写真が56ページの上に付けております。

現況は、鉄道線路沿いで狭小地、そして原野になっており、継続的な利用が見込めないため挙げております。

2番 大字〇〇字〇〇****番* 田 3. 3 m²

航空写真が44ページになります。

場所は、〇〇の〇〇の北西の辺りになります。線路との間になります。

現況写真が56ページの下に付けております。

こちら現況は、鉄道線路沿いで狭小地、原野になっており継続的な利用が見込めないため挙げております。

続いて3番と4番、2筆を同時に説明いたします。

3番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1 1 5 m²

4番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3 5 7 m²

航空写真は、45ページになります。

場所は、〇〇の〇〇がありますけど、その北の辺りになります。

現況写真が57ページの上の写真になります。

現況は、鉄道線路際で山林になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次、5番を説明いたします。

5番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 5 0 0 m²

航空写真は、46ページです。

場所は、〇〇の南西の辺りになります。

写真を見ていただきますと5番、****番*の上に****番*、下が****番*の3筆になっているのですが、****番*については山林、****

番*については畑の青地となっております。

現況写真が、57ページの下の写真になります。

こちら、周辺の山林化により継続的な利用が見込めないため、挙げております。

次の6番と7番は区域②、橋口委員と坂本幸推進委員の担当区域になります。

6番と7番の2筆を説明いたします。

6番 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 6, 537 m²

7番 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 1, 839 m²

航空写真が47ページです。

〇〇を西に行きますと〇〇がありますけど、また更に西側になります。

現況写真は、58ページの上の写真になります。

周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次の8番から20番については区域③、上野委員と久保田推進委員の担当区域になります。

まず8番から14番について説明します。議案は40ページ、41ページになります。

8番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 312 m²

9番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 240 m²

10番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 297 m²

11番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 290 m²

12番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 364 m²

13番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 823 m²

14番 大字〇〇字〇〇*****番** 田 538 m²

航空写真は、48ページになります。

場所は、〇〇の南側になります。

現況写真は、58ページの下に付けております。

7筆が原野になっており、水がなく耕作が困難で継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次に15番から18番の4筆を説明いたします。

15番 大字〇〇字〇〇*****番 田 264 m²

16番 大字〇〇字〇〇*****番 田 796 m²

17番 大字〇〇字〇〇*****番 田 482 m²

18番 大字〇〇字〇〇****番 田 796㎡

航空写真は、先ほどと同じ48ページの先ほど説明した左上の部分になります。

現況写真は、59ページの上に付けております。

4筆が原野になっており、こちらも先ほど説明しました8番から14番のと同じで、水がなく耕作が困難で継続的な利用が見込めないため、挙げております。

19番 大字〇〇字〇〇****番 畑 473㎡

航空写真は49ページで、場所は〇〇で、〇〇の南側の辺りになります。

現況写真は、59ページの下に付けています。

ちょっと見にくいですが、写真の右側の真ん中に一部黒い部分が見えると思いますが、こちらは家が建っておりまして、その後ろの青で囲っているところが該当地になります。進入路がなく山林化しており、復元しても継続的な利用が見込めないため、挙げております。

20番 大字〇〇字〇〇****番 田 57㎡

航空写真は50ページで、場所は、〇〇の東側を右折して直進すると山林がありますけども、その奥の辺りになります。

現況写真は、60ページの上になりますが〇〇のカーブミラーがあるのですが、そこから入って行く道を進むと該当地があり、入口からずっと山林の状態になっていて、継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次の21番から23番については区域⑤、坂元洋子委員と小原推進委員の担当区域になります。

21番と22番を説明します。

21番 大字〇〇字〇〇****番** 畑 287㎡

22番 大字〇〇字〇〇****番** 畑 185㎡

航空写真は51ページで、場所は〇〇の北側の辺りになります。

現況写真は、60ページの下に付けてあります。

山林化していて、継続的な利用が見込めないということで、挙げております。

23番 大字〇〇字〇〇****番** 畑 116㎡

航空写真は51ページで、先ほどの21番と22番と同じで、場所は〇〇の北側の辺りです。

現況写真が、61ページの上に付けております。

こちらも山林化しており、継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次の24番から30番は区域⑥、坂本会長と宮越推進委員の担当区域で、議案は41ページと42ページになります。

24番 大字〇〇字〇〇***番 畑 100㎡

42ページになります。

25番 大字〇〇字〇〇***番 田 271㎡

26番 大字〇〇字〇〇***番 田 313㎡

27番 大字〇〇字〇〇***番 畑 77㎡

航空写真は52ページで、場所は、〇〇とか住宅地に入る道路の左側に見えると思うのですが、該当地は、右側の道路を進んだ突き当たりの山林になります。

現況写真が61ページの下にあります。

山林化しており、継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

次は、28番から30番の3筆を説明します。

28番 大字〇〇字〇〇***番 田 2, 264㎡

29番 大字〇〇字〇〇***番* 田 1, 706㎡

30番 大字〇〇字〇〇***番 田 1, 401㎡

航空写真は、53ページです。

場所は、〇〇で先ほど説明いたしました24番から27番の近くで、南東の辺りになります。

現況の写真は、62ページの上に付けています。

山林化しており、継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

続いて31番を説明します。

31番 大字〇〇字〇〇****番* 田 9㎡

航空写真は54ページで、場所は〇〇の国道10号線沿いになります。

現況写真は、62ページの下に付けています。

狭小地で山林化しており、継続的な利用が見込めませんので、今回挙げております。

32番 大字〇〇字〇〇****番 畑 85㎡

航空写真は55ページで、場所は〇〇〇〇さん宅の東側になります。

現況写真は、63ページになります。

こちら、山林化しており継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただきます。

以上、早口でしたが３２筆についての説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

１番から３２番まで３２件の案件について、一括して採決することといたします。

１番から３２番まで３２件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、１番から３２番まで３２件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和６年第１１回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会１５時２６分)